

米國保險政策の変遷

森 田 健 三

一、序

二、Mono-line の發生

(一) Mono-line の任意的受入

(二) Mono-line 実施への法制化

(三) 災害保險の出現

三、Multiple-line の実施をめぐって

(一) Multiple-line へ前進した時代

(二) Multiple-line から後退した時代

四、Multiple-line 法成立の背景

五、Multiple-line の全面的実施について

一、序

保險事業が多数の人びとを対象にしていること、その給付が将来にかかわるものであること、およびその性質が相互的であることから、保險は公共的性質が付与されるものである。

そのため何れの国においても、国家は保險事業の經營を自由に放任することなく、これに対して監督を加えてい

る。特に米國においては、一般に免許主義が採用されており、各州がそれぞれ々に保險監督法規を制定して、その監督政策を実施している。

諸國の保險監督立法中最も嚴重なのは米國であるといわれている。このことは保險企業間における兼營禁止という条項からも窺ひ知れることである。そこで本稿においては、米國保險政策の変遷をこの兼營禁止の問題を通じて考察することにする。すなわちこの制度がどんな理由によつてどんな段階を経て現在まで發達してきたか、その変遷過程について論じることがまたこの國の保險政策の変遷を論じることにもなるからである。

元來米國においては、保險企業の兼營形態を *Mono-line Insurance*, *Multiple-line Insurance* 及び *All lines Insurance* という表現を用いて區別している。すなわち *Mono-line Insurance* とは、一保險部門の專業形態を稱し⁽¹⁾、*Multiple-line Insurance* とは、海上保險、火災保險および災害保險を兼營する形態を稱し⁽²⁾、*All lines Insurance* とは生命保險、海上保險、火災保險および災害保險の全保險部門を兼營する形態を稱しているのである。⁽³⁾ そこで本稿では、この分類に従います *Mono-line* の發生から述べ、それがどのような理由で漸次 *Multiple-line*, *All lines* に推移してきたかの過程を通じて、保險政策の変遷を論述しようとするのがその課題である。

なお本稿のなかで兼營形態について述べる際は、*Mono-line*, *Multiple-line*, *All-lines* の表現で記すこととする。

註 (1) Bickelhaupt, D.L.: *Transition to Multiple-line Insurance companies*, 1961, p. 16.

(2) *Ibid.*: p. 4.

(3) McGil, D.M.: *All lines Insurance* p. 2.

一、 Mono-line の発生

米国が、植民地として経済、政治の全領域を英国に依存していた時代にあつては、英国の保険業者が、この国における保険業務のすべてを取扱っていた。十八世紀の中期になると、米国の中部大西洋沿岸の州および New England 地方の経済は活況を示し、特に Philadelphia および Boston は、当時における経済の中心地であつた。保険業もこの二市を中心として行なわれたが、初めは英国のごとく個人保険業者がコーヒ店を中心とその取引に従事したのであつた。当時英国においては、一七一九年の立法によつて Royal Exchange および London Assurance の特許会社が設立され、一七二〇年これら二社は、国王から海上保険、火災保険の免許を、さらに一七二一年には生命保険の免許を得ており、すでに兼営の形態を有していた。(1)しかし当時は、海上保険が中心であり、生命保険は微々たるものであつた。(2)次いで一七四一年には、これら二社は米国における保険業務も取扱うことになつて、ここに米国の保険企業の兼営形態が株式会社組織のもとで初めてみられたのであつた。しかも当時においては、これら二社以外の株式会社組織は許可されなかつた。

かくして、米国の独立以後も、約七五年間はこの二社の残した影響は強く残り、当時の保険業者の経営形態は兼営の方式をとつた。例えば、一七八七年に The Baltimore Fire Insurance Company、一七九四年に Insurance Company of North America がそれぞれ設立され、いずれも海上保険、火災保険、生命保険の免許を得て、広範囲にわたる兼営形態をとつていたのであつた。

(一) Mono-line の任意的受入 (一八〇〇年初期)

この傾向はさうして一八〇〇年初期においてもみられた。例えば Connecticut 州では、一八一九年に Atena Insurance Company が、一八六九年に Travelers Insurance Company がそれぞれ兼営形態の免許を得ている。しかしながらこれらの諸会社は、いずれも広範囲にわたって保險業務に關する権限を有していても、實際にはこれらの権限が全部行使されたことは殆どなかった。このことは前述の North America 社が、一八一七年に生命保險部門を中止してしまつたこと、The Baltimore Fire Insurance Company が生命保險を實際には取扱わなかつたこと、さうには Atena Insurance Company が一八五三年に別に生命保險会社を設立した⁽⁸⁾という諸事實からも明らかである。したがって當時においては、海上保險の經營が盛に行なわれ、次いで火災保險の經營も見られたが、生命保險の經營は微々たるものであつた。かくして当初英國からの影響を受けて、多様な保險部門にわたる兼営形態を採用した保險企業も、自己の保持している多くの免許のうち特に經營に有利な保險種目を選択して、それに関する業務を営むという状態が発生した。またこの傾向は、當時の保險企業の經營者もしくは社会的要望と適合するところでもあつて、この現象は、英國の影響を受けた兼営形態から米國独自の形態ともいわれる Mono-line に移行する萌芽であつたといつてよいであらう。では何故このような傾向を生じたのであらうか。

その理由として次のようなことが考えられる。第一に、一七七六年までは Royal Exchange 及び London Assurance が英法にもとづいて株式会社組織による企業經營の独占権を得ていたため、独立当初の状況では株式会社が育つ基礎ができておらなかつた。したがつて當時では株式会社の資本額も少く一般に小規模なものが多かつた。第二

に、一八三五年に New York に大火が発生したことである。それは三日間も燃え続け、市街地の中心地にある建物六四八戸が焼失し、その損失額は当時で一千八百万ドルに達したといわれる。このため、New York 州内にあった26の保険企業のうち23社が莫大な損害を蒙って倒産してしまった。しかも倒産した諸会社は株式会社のものが多かった。⁽⁴⁾かかる状況下では、当然人びとの株式投資への関心は薄れてしまい、それとは相対的に相互会社の設立が盛になった。当時の多数人は相互会社を作ることにより、被保険者自ら保険事業の監督が出来、その結果会社の引受危険の過重を避け、また経費の節減が可能のものと考えていたにほかならない。然し、これらの新設会社は何れも地域的であり、小規模のものが多くその基礎は脆弱であった。このため当時の保険企業が、兼営の形態のもとに多種目にわたる保険部門を経営することは、とかく破綻を起し易い危険性を内包していた。そこで英国の植民地時代の影響を受けた兼営形態が、米国独特の形態ともいわれた Mono-line に移行したのは、当然の結果といえよう。

註 (1) The American Life Convention Vol. 1, p. 26.

(2) Op. Cit. p. 27.

(3) Bickelhaupt: Transition to Multiple-line Insurance Company, 1961, p. 14~15.

(4) McGill: All lines Insurance, 1960, p. 15.

(5) Bickelhaupt: Op. Cit. p. 15.

(3) Mono-line 実施への法制化 (一八〇〇年後期)

一八〇〇年の前期までは、Mono-line の実施は世論あるいは保険企業の経営者の判断にもとずいて行なわれ、それらの実施に対して特別な法的規制はなかった。ところがその後、Mono-line への社会的要望がさらに高まり、その

実施を法律で規制しようとする動きがみられたのであった。すなわち一八四九年、New York 州において初めて一般保險法 (General Insurance Law) が制定されると、そのなかで保險企業が契約できる権限を、火災保險、および生命保險に分離する原則がうちたてられたのであった。⁽¹⁾ 次いで一八五三年には、火災保險会社は火災保險と運送保險の兩部門のみ、生命保險会社は生命保險のみを取扱うことが明確に規定された。そして一八五八年には New York 州内に保險局が設立され、保險監督が実施されたのであった。

かくして New York 州内で營業できる保險種目は、海上保險、火災保險および生命保險の三部門に明確に区分されたが、州外会社および外国会社に対してはその適用が不十分であった。他州であるいは自國で兼營の免許を得ていた保險企業が、New York 州内で保險業を営む場合、それに対する規定は、實際において不明確であった。例えば當時の法では「他州または外国政府によって許可された火災保險会社は、一定の条件にもとずいて本州で營業することができると規定されていた。ところが他州または外国政府によって兼營が許可された会社、例えば火災と海上の兩部門の保險を兼營する会社、もしくは火災保險と銀行業務とを兼營する会社などの場合、これらの兼營会社は、前記の条文中の火災保險会社に該当しないのかあるいは該当するのか曖昧であった。そこで州外会社および外国会社に対しても、州内会社と同様に Mono-line の実施を規定する条文が必要とされたため、通達 4 号 (Circular No. 4) によって、州内、州外および外国会社のすべてに対して、それらの營業する保險種目を、第一に火災保險および運送保險、第二に海上保險、第三に生命保險および健康保險との三部門とし、このうち一部門のみ營業できるように規定したのであった。⁽²⁾ 一九〇〇年、New York 州の保險局副監督官 Appleton は、Mono-line の原則を明らかに嚴重に規

定することを提唱し、Appleton Rule と呼ばれるものを制定した。⁽³⁾そしてこの命令は New York 州内のすべての保険企業に適用された。米国の有力な諸会社の多くは、New York 州内での営業を切望していたから、この国の有力な保険会社はすべてこの命令の適用をうけざるを得なかった。この命令は3つの部分から成り立っている。その①は、州内会社は、州外においては New York 州内で禁じられた保険種目のいかなるものも営業してはならない。その②は、州外会社および外国会社は、New York 州内では、州内会社に対して禁じた保険種目を営んではならない。その③は、州外会社および外国会社は、New York 州内の諸会社に対して禁じたところの事業を New York 州外で営んではならぬ。

かくて Appleton Rule の施行の結果、New York 州内の保険企業は他州内での営業の Mono-line の原則を採用しなければならぬようになった。もしも自己の州内の保険会社が兼営形態をとっているならば、それらの会社は New York 州内で保険業を営むことはできなくなつたからである。この命令は、一九三九年の New York 州法の一部となり、さらに一九四〇年法における第四二章、第三、四、五項となつた。⁽⁴⁾そしてこの法の規定は、一九四九年 Multiple-line の原則が認可されるまで実施され、保険契約上の大きな規制になつたのである。⁽⁵⁾

註 (1) Bickelhaupt: *Ibid.* p. 16.

(2) *Megill: Op. cit.* p. 16~18.

(3) *Kulp, C.A.: Casualty Insurance*, 1957, p. 554.

(4) *Megill: Op. Cit.* p. 19~23.

(5) *Kennedy, R.: Fundamentals of Fire and Casualty Insurance Strength*, 1949, p. 234.

(三) 災害保険の出現

一九世紀の前半までは、火災保険、海上保険および生命保険以外の保険は、全く米國では普及しなかった。信用保険、盗難保険、傷害保険、ガラス保険およびボイラー保険が実際にあらわれたのは、一八六〇年以後のことであり、⁽¹⁾ 続いて各種の責任保険および自動車保険が出現し、二十世紀初頭には労働者補償保険が実施されたのであった。そしてこれらの保険はすべて災害保険と呼ばれ、この種の保険は火災保険や生命保険のいずれも取扱わない保険会社によって営まれた。New York 州では、一九一〇年火災と海上の兩部門を一つにし、⁽²⁾ 新しく災害部門の項目を追加して⁽³⁾

(1) 生命、健康および傷害、(2) 火災と海上、(3) 災害および信用の三部門に規定したのであった。⁽³⁾
かくして各種の新種保険が一般に普及してくると、また各保険企業の経営基盤も漸次強固になってくると、いままでの Mono-line のあり方について種々の批判的論議が行なわれるようになってきた。

註 (1) McGill: Op. Cit. p. 19.

(2) Bickelhaupt, D.L.: Op. Cit. p. 40.

(3) McGill: Op. Cit. p. 20. Kenney: Op. Cit. p. 233

三、Multiple-line の実施をめぐる

(一) Multiple-line < 前進した時代 (一九二〇年代)

New York 州に於ては、Memo-line が実施され、他州でも New York 州の方式にならうものが増加したけれども、⁽¹⁾ まだ幾つかの州では兼営形態をとっているものもみられた。例えば一九一一年 Connecticut 州は、再保険会

社に Multiple-line の再保険の免許を許可していたのである。

前述のごとく、災害保険のような新種保険の普及と各保険会社の経営基盤の確立にともなうて、十九世紀にみられた単数保険部門経営方式を再検討する気運があらわれた。そしてその動きに対応して複数保険部門経営方式を促進しようとするものも出現するに至った。かくして二十世紀の初め二〇年間には、Multiple-line の是非をめぐる活発な論争が展開されたのであった。それらの論争のなかでもとくに世人の関心をよんだのは、一九一四年の全国保険監督官会議での Multiple-line をめぐる是非の討議であつた。この論争は Connecticut 州の保険監督官 Burton Mansfield と New York 州の保険監督官 Frank Hasbrouck との間を行なわれた。Mansfield 氏は Multiple-line の賛成論者であつて、Mono-line の制限を徹廃して保険契約上の権限を大幅に認めることを提唱したのであつた。その主張の根拠は次のごとくである。

①ヨーロッパでは Multiple-line がよく運営をわけてゐる。②New York 州および Connecticut 州は、保険会社が契約できる各種の災害保険を許可するにあつて Multiple-line の分野をよく研究している。③各種の報告書を、毎年州政府に提出させることによって監督することが可能である。④大火のような災害の発生の場合、別にこれらの災害に対する責任準備金を設定することによって損害を軽減することが可能である。⑤平均の法則が損害を軽減する。⑥再保険の便益をより大にすることによって、剰余に関する問題を解決することができる。⁽²⁾

以上が Mansfield の見解であるが、それに対して Multiple-line の実施に反対し Mono-line の実施を積極的に述べたのが Hasbrouck 氏の見解であつた。同氏は Multiple-line を実施した場合、次のような弊害を生ずるとして、

Mansfield 氏の見解と対立したのであった。すなわち、①大規模会社への集中、②大災害が発生した場合、その損害に対する保障が十分に行なわれない。③各種の保険部門に費用を配分することは不可能である。④各種企業への清算行為が緩慢になる。⑤専門化の長所を失うことになる。かくて同氏は Multiple-line の実施を目的としたところの再保険あるいは再保険会社を許可すべきでないとし、米國特有の Mono-line を廃止することに強く反対したのであった。⁽⁸⁾このように Multiple-line の実施をめぐる激しい論争がなされたが、遂に一九一五年、Wisconsin 州が保険種類に関する制限を撤廃し、Multiple-line を実施するに至った。それに対し New York 州は従来どおり Mono-line を継続したのであった。

次いで一九二〇年代になると、さうした Multiple-line をめぐる論争が活発に行なわれた。そのなかで周囲に大きな影響を及ぼしたのは、S. S. Huebner が米國的な Mono-line の形態を強く批判したところの二論文である。この第一の論文「米國における海上保険法に関する報告書」のなかで、Dr. Huebner は保険契約上の制限を撤廃することを述べ、その主張の根拠として英國の海上保険会社が実施している兼営の長所を次のごとく挙げたのであった。

①総経費の減少をもたらすこと。②保険会社は、保険に対する大衆の需要に完全に適合できる。③一部門の悪い成績も他の部門の好成績によって相殺できる。⁽⁴⁾

さうした Dr. Huebner は、第二の論文「米國における海上保険の發展を阻害する立法について」のなかでもまた、海上保険がどのように制限されてきたかについて述べ、米國における Multiple-line のあり方を論じたのであった。その主張の根拠は次の五項目である。すなわち、① Mono-line が公衆に安全性を与えるという考えは一面的なもの

であつて、これを主張する人々は Multiple-line が総経費の減少に役立っている点を見のがしている。②各保険部門の資産は、大きな危険に対しても損害を蒙らなかつたし、然も増加していく資本と剰余金によつて、資産は一段と良好な状態となつていくものであること。③大災害というものは、過去における火災と海上の兼営時代よりも増加してないこと。④ Multiple-line の経営はすぐれた経営者の判断にもとづいて経営される限り、不安定のものではない。また各種保険の適正な結合は、英国の会社が実際に成功しているように、各保険部門の成果を相互に援助するものである。⑤ Mono-line を実施している会社が、Multiple-line を採用せる企業を許可すれば過当競争が惹起するといつて反対していることは全く個人的なものであつて、経済的観点から述べているものではない。⁶⁾

以上のごとく Dr. Huebner は Mono-line の形態を批判して、Multiple-line の形態を強く主張したのである。

このように Multiple-line の実施をめぐつて論争が行なわれたのであつたが、一九二二年には、Columbia 地区における模範海上法 (Model Marine Law) が成立した。⁶⁾ そしてその法の第3条において、保険の種目を定義づけ、その種目を五部門に区分して、そのいずれか一種目を保険企業が営業できるように規定したのであつた。その五部門は次の通りである。すなわち①火災および海上保険、②生命および傷害、健康、③災害保険 (信用保険を除く)、④信用保険、⑤生命保険を除くすべての種類の保険

前述のごとく、New York 州での保険種目の分類は三部門であつたが、この法の場合は五部門に区分してより細分化したのが特徴といえよう。この法はもともと Columbia 地区のみに有効であつて、New York 州法をはじめ他の州法の改定までにはならなかつたが、Multiple-line に対する世人の関心を喚起させたという間接的影響は大であつ

た。

かくして一九一〇年の New York 州における火災と海上を一部門とする改定、一九二二年のコロンビア地区における模範海上法の成立および一九三三年の New York 州における子会社の設立を認可する改定というように一連の法改定は、従来からの Mono-line から Multiple-line に移行しようとする動きでもあった。このことは、New York 州保険監督官 Stoddard 氏が New York 州報告書（一九二四年）のなかで、英国の Multiple-line が成功していることと、災害保険会社が火災保険を営業できないところから蒙る不利益な点とについて述べ、Mono-line の改定の必要を論じたことから判明するのである。⁽⁷⁾

註 (1) Megil: Op. Cit. p. 22.

(2) Proceedings of the N. A. I. C, 1914, pp. 13~14.

(3) Proceedings of the N. A. I. C, 1914 Appendix, pp. 161~168.

(4) Washington, D. C.: U. S. Government printing Office, 1920, pp. 30, 79.

(5) Ibid. pp. 36~39.

(6) Huebner, S.S.: Property Insurance. p. 392~393.

(7) Ibid. p. 23.

(二) Multiple-line から後退した時代 (1930年代)

インランドマリーン保険の発展

一九三〇年に入ると、インランドマリーン保険が発達してきた。もともとこの保険は、鉄道、自動車等の交通運輸

機関の発達にともない、海上保険に類似しているところの「内国運送上の危険」に対する保険を内容としたものであって、海上、火災および災害保険を結合したものである。⁽¹⁾したがってこの種の保険が急速に発達してくると、この分野に海上、火災および火災の各保険会社が進出し、この種の保険契約獲得をめぐって激しい競争が行なわれた。その結果、各保険会社は、保険料率の引下、契約条項の多様化などの方策をとって自社が他社よりもいくらかでも有利な態勢を確立しようとした。しかしながらこのように競争が激しくなると、過当競争の弊害も発生してきたので、これらの分野を調整して競争を少なくしようとする試みが積極的に推進された。例えば災害と海上保険会社の両社間では、一九三〇年から一九三三年にかけてこれらの分野を調整するため、四種類にわたる災害海上協約を締結して、両社が取扱っている保険種類をそれぞれ規定しその契約権限を制限したし、あるいはインランドマリン保険協会が、この種の保険部門を有している保険会社の要請にもとずき、合理的な統一約款を作成したことなどが挙げられる。⁽²⁾このほか火災保険会社の販売市場にインランドマリン保険会社が進出してくることなどもみられた。かくして一九三〇年代の初期においては、火災、海上および災害保険会社との間では多くの問題が発生したのであった。

全国保険監督官会議はこれらの問題をとりあげ、これらを一九三二年から一九三三年にかけて論議した結果「保険契約に関する全国的な定義」が規定され、これは三四州において採択された。⁽³⁾この定義は海上および運送保険業者の契約権限に関する定義と解釈であって、それらの保険業者が海上もしくはインランドマリン保険を取扱うに当って従うべき条項を詳細にわたって記したものである。そして海上保険を取扱う保険会社は、この定義に記名調印するところが要求されたのであった。⁽⁴⁾かくして海上保険業者が契約できる分野が明確に規定された結果、前述のごとき火災、

災害保險会社との間での競争は避けられるに至つた。しかしながらこのように保險種類やその販売分野を明確に規定することは、一九二〇年代になつて Mono-line から Multiple-line へ前進した方向が、一九三〇年代においてはまた Mono-line と逆向する方向を意味するものゝやうである。⁽⁹⁾

註 (1) Mowbray, A.H.: Insurance Fifth Edition 1961, p. 145.

(2) Beckhaupt: Op. Cit. p. 26~27.

(3) Mowbray: Op. Cit. p. 146.

(4) Rodda, W.: Inland Marine and Transportation Insurance 1958, p. 46.

(5) この定義は、その後 Multiple-line が実施されるにつれて、その意義がますますくなり、一九五三年にその名称も「全國的の海」上定義」と改称された。

四' Multiple-line 法成立の背景

(一) 保險企業のグループ化

一九二三年以後から New York 州内では、株式を所有して他の保險会社を統制し所有する形態いわゆるグループが発生した。

当時、保險業者間でとりきめられた代理店設置に関する協定によって、一会社の特定の地域に設置できる代理店の数は制限されており、各保險業者が代理店を増設して積極的な経営を行なうには、子会社を設置する必要があつた。

このような事情と Mono-line の嚴重な実施は、グループ形成への傾向を促進せしめたのであつた。⁽¹⁾かくして一九二

○年から一九三〇年において形成されたグループは増大の傾向を示し、それぞれ保険会社は多くの子会社を所有し、これらのものには親会社とは別の種類の保険を取扱わせ、形式は Mon-line であっても実質的には Multiple-line であった。この傾向は一九四〇年代においてはさらに著しくなり、いっしょに Multiple-line の実施は各目的なものになつてしまつた。

保険企業のグループ化は、資本的關係による内部経済的であり企業の内的構造に関するものであるから、その結合の目的は必ずしも Multiple-line を目的とするものではないが、これを経済的にみれば Multiple-line を合成する兼営形態とみることができるのである。

(一) Diemand 委員会

かかる情勢下において、Multiple-line の問題を討議するため、一九四三年 N・A・I・C の議長 Harrington 氏は「Multiple-line 保険業委員会」を設置した。この委員会は、委員長である John A. Diemand 氏の名をとつて Diemand 委員会とも呼ばれた。(1) とおなじは Harrington 委員会とも呼ばれた) Diemand 委員会は、火災、海上および災害保険会社の利害關係をあらわしており火災と災害保険の各部門を兼営することが社会的要望と合致するかどうかを討議したのである。(2) この委員会は、一九四四年に N・A・I・C に次のような内容の報告書を提出した。それは現行の Mono-line を漸次 Multiple-line の方向に進めていくように指導し、やがては Mono-line 法を改正して Multiple-line を完全に実施すべきであるといふものであった。そしてこの報告書は、N・A・I・C に採択され、Multiple-line を認可するように各州法を改正すべきであるという N・A・I・C の見解が、各州の保険監督官に傳達されるに至つた。

かくしてここに米國特有の Mono-line は、Multiple-line へと転換したのである。しかしながら前述のごとく、その転換は、すべての州が即時完全実施ではなく、それぞれの州の実情に応じて漸進的に実施することを強調しており、できるだけその実施をめぐって予想される混乱の発生を避けようとしたのである。またすべての州が従来 Mono-line から Multiple-line に転換するのではなくて、幾つかの州は部分的にも Multiple-line をすでに実施していたのであった。例えば Massachusetts 州は、既に外国における Multiple-line を許可しており、また同州と Wisconsin 州は全種保險部門の再保險を許可しており、ともに Wisconsin 州議會と Connecticut 州議會は、Multiple-line の免許を与えており、このほか保險企業ของกลุ่ม化が行なわれる場合には、Multiple-line の実施が可能であったから、⁽⁴⁾ 当時においても Multiple-line は一般にとって必ずしも未經験のものではなかつたのである。⁽⁵⁾ Mono-line から Multiple-line へと米國の保險監督の転換に大きな役割を示したところの Diemand 委員会の報告書は、五つの項目から成っている。まず第一の項目では、外国はすでに Multiple-line を実施しており、米國だけが Mono-line を実施していることは、外国の保險企業との競争のうえからも不利であるから、米國も外国において Multiple-line を実施すべきであること。第二の項目では、保險企業は火災、海上、災害および保証保險の再保險（この場合生命保險と年金保險とを除く）を営むことは、米國保險市場の拡大に役立つものであるということ、第三の項目では、Multiple-line を実施することにより、自動車保險の契約のさい一枚の保險証券で、責任保險および身体傷害保險を引受けることが出来るため、この方式は顧客にとっても便宜であるから一般に歓迎されるということ、第四の項目では、航空保險の契約の場合、一枚の保險証券で、責任保險および身体傷害保險を引受けることが出来る。このことは、今後航

空機の發達にともない、この種の保險の普及に役立つものと考えられるということ、第五の項目としては、一枚の保險証券で動産包括保險の契約が可能となり、広範囲にわたる担保を引受けることできるということ。⁽⁶⁾

以上のごとく Diemand 委員会は、Multiple-line の利点をあげ、その実施を勧告したことは前述のごとくであるが、当時この勧告がそのまま一般に受け入れられたかという点と必ずしもそうではなくて、矢張りこれをめぐって幾つかの批判的見解もみえたのであった。例えば、一九四四年六月、この委員会の報告に対して保險經營者協会および全國災害、保証經營者協会から、批判的な意見が出された。これは Williams 報告書として知られているものであって、その大要は、①現在 Multiple-line を実施することは混乱をひきおこすということ、②米國保險業界は、現在のところ国内の營業で手一ぱいであり、外國の保險業者と競争するほど余裕がないから、Multiple-line を実施しなくとも、別段それから影響を受けないということ。以上であって、前述の Diemand 委員会の報告とは全く逆な意味のものであった。⁽⁷⁾このように Diemand 委員会の報告書をめぐって論議がかわされたが、この論争に一応終止符を打って、Multiple-line の実施を促進する動機となつたのは、一九四二年に South-Eastern Underwriters Association(火災保險料率算定団体)が、シャーマン反トラスト法(Sherman Antitrust Act)に違反したものとして告訴された事件であつた。この事件を審理した合衆國最高裁判所は、一九四四年火災保險は州際商業であるから、シャーマン反トラスト法は、火災保險事業に適用されると判決し、ポール対ヴァジニア事件の判決をくつがえしてしまつた。このため現在施行されている州法の有効性に疑義が生じることになり、またいままで保險を考慮に入れなかつた多くの連邦法が、今後保險事業に適用される可能性が生じることになつて、保險業界は大きな問題に直面したのであつた。そこ

で保険業界は、なんとかして従来のごとく州監督を継続出来るようにするため、N.A.I.Cとともにその実現に全力を集中したのであった。かかる運動を背景に、一九四五年三月五日、公法第十五号が施行され、次のような二原則が規定された。すなわちその①は、国会が州監督の継続を承認するということになり、州の監督権は、国会の意志によりいつでも変更できる公法第十五号という連邦法に従属することになったこと、その②は、一九四八年七月三十日以降は、州法によって規制されていない範囲について、ロビンソンパットマン法などの連邦法が適用されることになったこと。以上がその内容である。⁽⁸⁾

かくして各州は、この法律の施行のうえから生じる種々の問題を解決するため、早速州法の改正に着手したのであった。前述の Multiple-line をめぐる論争も丁度この時期に行なわれたものであった。そこで Multiple-line 法が施行されないときは、公法第十五号の原則にもとずいて連邦法の適用がなされることを恐れたところの各州は、公法第十五号の猶予期間中に Multiple-line 法を成立すべく努力したのであった。一九四五年には、New York 州は州外の災害会社が自州で動産包括保険契約を取扱うことを許可して Appleton rule の緩和を図ったし、また他州でも続いて Diemand 委員会の五つの勧告を徐々に州法のなかにとり入れたので、多くの州は部分的 Multiple-line の段階に前進したのであった。

註 (1) Bickelhaupt: Op. Cit p. 28~29.

(2) McGill: Op. Cit. p. 25.

(3) Proceeding of the N.A.I.C, 1944, p. 125.

(4) Kenny: Op. Cit. p. 236.

(5) Bickelhaupt: Op. Cit. p. p. 30~31.

(6) Ibid: Op. Cit. p. 32.

(7) Ibid: Op. Cit. p. 32~33.

(8) Mowbray: Op. Cit. p. p. 494~497.

五、Multiple-line の全面的実施について

(一) 部分的な Multiple-line の施行

前述の如く Diemand 委員会の勧告によつて、New York 州は、一九四五年から一九四七年にかけて、部分的な Multiple-line を実施すべく幾つかの手段を講じた。すなわち一九四五年州外の災害会社に対して自州における動産包括保険契約を許可したところの New York 州は、続いて一九四六年には、Diemand 委員会の勧告五項目のうち、第二項と第五項とを州法のなかにとり入れ、それは同年七月一日から実施された。さらに一九四七年には、その勧告の残りの項目である第一項、第三項および第四項が州法のなかに採択された。そしてそれらは、一九四八年一月一日から実施された。⁽¹⁾このように New York 州が部分的な Multiple-line に移行すると、他の州もそれにならい、この Diemand 委員会の勧告は実施されるに至った。その結果、N. A. I. C は、一九四八年、一応役割を果したこの委員会を解散したのである。

(二) 全面的な Multiple-line の施行

New York 州に先だつて、全面的な Multiple-line を施行した州は、災害、保証経営者協会法律部が一九四六年

十月發表した報告によれば、Massachusetts 州、Wisconsin 州、Texas 州を始めとして二一州にのぼったといわれている。⁽³⁾このような情勢に応じて、New York 州も部分的な Multiple-line の状態から脱して全面的な Multiple-line を実施することが望まれるに至った。そこで上院議員 Mac Neil Mitchell 氏は、“full” Multiple-line 法案の成立に力をつくし、幾つかの公聴会が開催され、この法案をめぐる慎重に討議された結果、一九四九年この Mitchell 法案は修正可決されたのであった。しかしながらこの法案の名称が「保険会社の組織、免許および財務上の必要条件に關連する保険法の修正」とされ、Multiple-line という言葉が使用されなかつたことは、この法案の反対者の意向を考へた結果と思われる。⁽⁴⁾

かくて、この法案は一九四九年四月九日成立し、同年七月一日より施行された。Appleton rule によって嚴重に Mono-line が実施されてきた New York 州が一九四九年、ついに全面的な Multiple-line を実施することになったのである。この結果、火災、海上、災害または保証会社は、生命、年金、権原保険および財産生命保険を除いたところの全種目の保険を取扱うことが可能となった。⁽⁵⁾したがって一九四九年が New York 州の全面的 Multiple-line に転換した時点といえる。⁽⁶⁾New York 州が、かかる Multiple-line 保険会社を許可した結果、他州の Multiple-line 保険会社は、New York 州へ積極的に進出するものが可能となり、もはやかの Appleton rule に規制されることはなくなつた。

一九四九年には、New York 州に続いて Pennsylvania, Nevada, Minnesota, 及び Maine の各州が Multiple-line を完全実施し、一九五五年これを実施した Ohio 州を最後に、米國において Mono-line は全く行なわれなくなった。

前述のごとく一九四七年から一九四九年にかけて、Multiple-line 法が各州において成立し、米国における保険企業はすべて Multiple-line のもとに業務が行なわれた。この形態は、火災および災害保険会社に対して多くの有利なものをもたらしした。そこでかかる有利性を経験した火災および災害保険企業は、さらに広範囲な保険保護を取扱うことを要望するようになり、新種保険の開発から未経験の分野である生命保険の分野にまで進出を試みるに至った。米国では、一つの保険企業が生命保険、火災、海上保険および災害保険にわたる全保険部門を営業する形態を、All lines Insurance と呼んでゐる。この形態を実施している州は、現在のところ Wisconsin 州、Connecticut 州、Alabama 州、Alaska 州、Delaware 州、Georgia 州、Maine 州、Mississippi 州、North Dakota 州、Oregon 州、Rhode Island 州、South Carolina 州、Tennessee 州、の十三州であつて、⁽⁷⁾ New York 州を始め他の州は、まだこの形態を実施していない。このため火災および災害保険会社が生命保険の分野に進出する場合、株式の交換またはそれを購入する方法によつて既存の生命保険会社の議決権の支配を獲得する方策や両企業の協同提携などの方策を使用しており、換言すれば、保険企業のグループ化を通じて、All lines が実施されているのである。⁽⁸⁾ このことは、既述のごとく、Mono-line を規定している州法のもとで、実質的な Multiple-line を実施していた場合と類似しているのである。したがつて現在において、多くの州法が All-lines を禁止しておつても、過去において火災と災害の両分野の明確な規定が廃止されたごとき、将来において All-lines に対する州法の制限を廃止する可能性はあるものと考えられる。⁽⁹⁾

以上で保険企業の兼営形態の発展的過程を通じて米国の保険政策の変遷を論じてきたが、この変遷過程を図に示すと第一図のごとくである。すなわち植民地時代から独立当初にかけての米国の保険企業は、海上保険、火災保険およ

び生命保險を兼營していたが、一八〇〇年初期にわたって Multiple-line が実施され、次いでそれは幾つかの變遷過程をたどって部分的な Multiple-line から全面的な Multiple-line となった。そしてそれは今後 All-lines の傾向をたどらうとしているのであって、その動向は一直線ではなく、それぞれの時代を背景にして Z 字形に屈折しているのが特徴であるところである。

註 (1) Bickelhaupt: Op. Cit. p. 33~34.

(2) Ibid. p. 35.

(3) Bickelhaupt: Op. Cit. p. 36.

(4) Ibid.: p. 38.

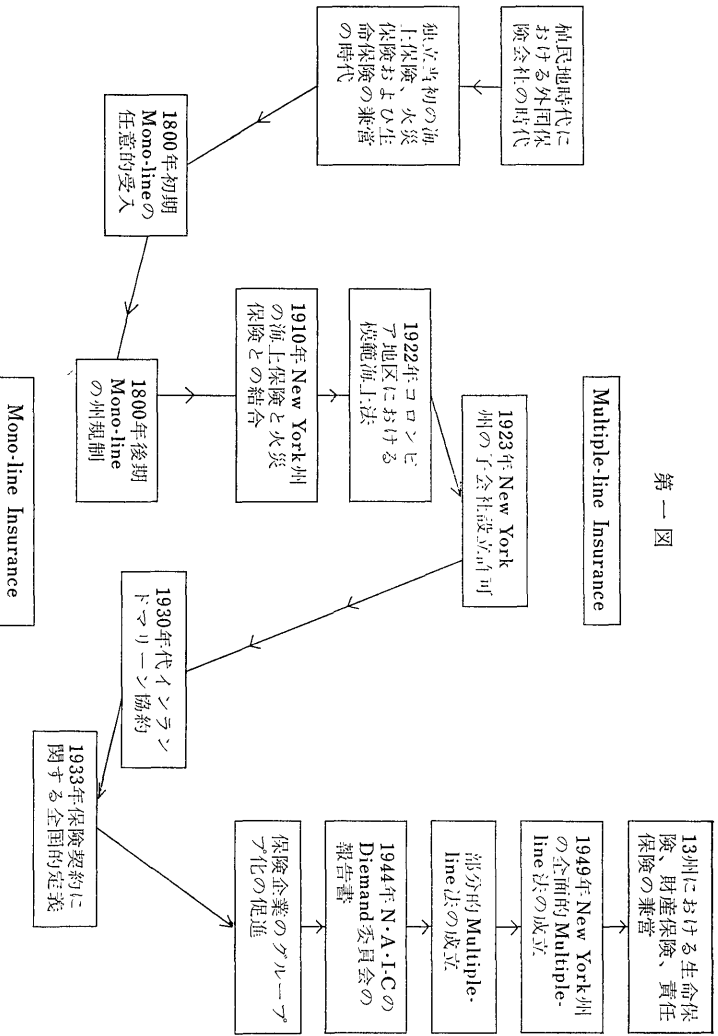
(5) Kenney: Op. Cit. p. 234~235.

(6) Megill: Op. cit. p. 25.

(7) Ibid: p. 23, 31.

(8) Ibid: p. 46~47.

(9) Bickelhaupt: Op. Cit. p. 3~4.



第一図

資料 [Bracketmann op cit p.40], [McNeil op cit pp.23-31, p.70, 86].